

○国土交通省令第六十九号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第二百九十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）を実施するため、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正）

第一条 特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規

定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(特定都市河川等の指定の公示)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による特定都市河川の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除）の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川の区間の起点及び終点を明示して、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うものとする。

一 市町村（特別区を含む。第十九条第三項を除き、以下同じ。）、大字、字、小字及び地番

二・三 (略)

2 法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による特定都市河川流域の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除）の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川流域を明示して、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うものとする。

一～三 (略)

(流域水害対策計画の公表)

第二条 法第四条第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）

の規定による公表は、流域水害対策計画を定めた旨（同条第十二項において準用する場合にあつては、流域水害対策計画を変更した旨）及び当該流域水害対策計画について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事又は市町村の長にあつてはその統轄する都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトに他の適切な方法により行うものとする。

改正前

(特定都市河川等の指定の公示)

第一条 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による特定都市河川の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除）の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川の区間の起点及び終点を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一 市町村（特別区を含む。第九条第三項を除き、以下同じ。）、大字、字、小字及び地番

二・三 (略)

2 法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による特定都市河川流域の指定（同条第十一項において準用する場合にあつては、指定の変更又は解除）の公示は、次の各号の一以上により当該特定都市河川流域を明示して、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報に掲載して行うものとする。

一～三 (略)

(流域水害対策計画の公表)

第二条 法第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）

の規定による公表は、流域水害対策計画を定めた旨（同条第九項において準用する場合にあつては、流域水害対策計画を変更した旨）及び当該流域水害対策計画を官報又は都道府県若しくは市町村の公報に掲載することその他所定の手段により行うものとする。

(河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用)
第三条 法第八条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二項第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)第六条の規定を適用する。

(河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示)

第四条 法第八条第三項の規定による特定都市河川浸水被害対策法施行令(以下「令」という。)第三条の立体的区域の公示は、次の各号の一以上により当該立体的区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第十九条第三項において同じ。)の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一(三) (略)

2 法第八条第三項の規定による令第三条の土地の区域の公示は、第一条第一項各号の一以上により当該土地の区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事又は指定都市の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請)

第六条 法第十一条第一項の認定の申請は、別記様式第一の申請書を都道府県知事等(同項に規定する都道府県知事等をいう。第八条及び第十一条において同じ。)に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(河川管理施設とみなされる雨水貯留浸透施設に対する省令の適用)
第三条 法第六条第二項の規定に基づき雨水貯留浸透施設を河川管理施設とみなして都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第十二条第二項第二号の三の規定を適用する場合には、当該雨水貯留浸透施設を同号の国土交通省令で定める河川管理施設とみなして、都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号)第六条の規定を適用する。

(河川管理者が管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示)

第四条 法第六条第三項の規定による特定都市河川浸水被害対策法施行令(以下「令」という。)第三条の立体的区域の公示は、次の各号の一以上により当該立体的区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報に掲載して行うものとする。

一(三) (略)

2 法第六条第三項の規定による令第三条の土地の区域の公示は、第一条第一項各号の一以上により当該土地の区域を明示して、国土交通大臣にあっては官報に、都道府県知事又は指定都市の長にあってはその統轄する都道府県又は指定都市の公報に掲載して行うものとする。

(新設)

一 雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

二 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類

三 雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表

3 前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置及び集水区域を表示したものでなければならぬ。

4 第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならぬ。

(雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項)

第七條 法第十一条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。

(雨水貯留浸透施設の規模)

第八條 法第十二条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為(法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。)の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量(以下この条において「特定貯留量」という。)が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害(法第二条第三項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、○・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。

(雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準)

第九條 法第十二条第一項第二号の国土交通省令で定める構造及び設備

(新設)

(新設)

(新設)

の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準)

第十条 法第十二条第一項第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の期間)

第十一条 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(軽微な変更)

第十二条 法第十四条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。

(管理協定の基準)

(新設)

(新設)

(新設)

第十三条 法第二十条第二項第二号（法第二十三条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

（新設）

- 一 協定雨水貯留浸透施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留浸透施設の維持修繕その他協定雨水貯留浸透施設の適切な管理に必要な事項について定めること。
- 二 管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。
- 三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）

第十四条 法第二十一条第一項（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトに掲げるその他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

- 一 管理協定の名称
- 二 協定雨水貯留浸透施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留浸透施設の部分）及び認定番号
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公示）

第十五条 前条の規定は、法第二十二条（法第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（新設）

（雨水浸透阻害行為の許可の申請）

第十六条 法第三十条の許可を受けようとする者（法第三十五条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第二の雨水浸透阻害行為許可申請書（法第三十五条の協議をしようとする者にあつては、雨水浸

（雨水浸透阻害行為の許可の申請）

第六条 法第九条の許可を受けようとする者（法第十四条の協議をしようとする者を含む。）は、別記様式第一の雨水浸透阻害行為許可申請書（法第十四条の協議をしようとする者にあつては、雨水浸透阻害行

透阻害行為協議書）を都道府県知事等（法第三十条に規定する都道府県知事等をいう。第二十七条第一号二及び第二十九条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

2 法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3・4 (略)

(雨水浸透阻害行為の許可申請書の記載事項)

第十七条 法第三十一条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(雨水浸透阻害行為の許可申請書の添付図書)

第十八条 法第三十一条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 対策工事の計画が令第九条第一項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

2・3 (略)

(条例で定めた降雨の適用等)

第十九条 令第九条第一項の令第六条ただし書の規定により条例が定められた場合に当該条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、千平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

2 前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第六条ただし書の条例において降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

為協議書）を都道府県知事（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第九条第三項において「指定都市等」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等の長。第九条第三項及び第三十一条を除き、以下同じ。）に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3・4 (略)

(雨水浸透阻害行為の許可申請書の記載事項)

第七条 法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、同項第二号及び第三号の工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(雨水浸透阻害行為の許可申請書の添付図書)

第八条 法第十条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 対策工事の計画が令第八条第一項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

2・3 (略)

(条例で定めた降雨の適用等)

第九条 令第八条第一項の令第五条ただし書の規定により条例が定められた場合に当該条例で定める基準降雨の強度を超えない降雨は、千平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透阻害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

2 前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第五条ただし書の条例において降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

3 都道府県（指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この項及び第三十一条において「指定都市等」という。）又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第一節（法第四十条を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「事務処理市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第二十一条第一項において同じ。）は、第一項の降雨を定める場合には、あらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（流出雨水量の算定に関する細目）

第二十条 令第九条第一項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第二号の規定による雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第一号の規定による雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。

2 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

一 雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値 基準降雨（令第六条ただし書の規定により条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めるとき、又は令第十条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨。以下この号において同じ。）が生じた場合における十分ごとの行為区域からの流出雨量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨量の雨水が当該雨水貯留浸透施設

3 都道府県（指定都市等又は地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章（法第十九条、第二十六条及び第三節を除く。）に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下この項において「事務処理市町村」という。）の区域内にあつては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第十一条第一項において同じ。）は、第一項の降雨を定める場合には、あらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

（流出雨水量の算定に関する細目）

第十条 令第八条第一項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第二号の規定による雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項第一号の規定による雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨量の最大値を上回らないよう定められたものであることとする。

2 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

一 雨水浸透阻害行為が行われる前の流出雨水量の最大値 基準降雨（令第五条ただし書の規定により条例が定められた場合において、当該条例で基準降雨の強度を超えない降雨を定めるとき、又は令第九条第一号の規定により基準降雨の強度を超える降雨を定めた場合にあつては、当該降雨。以下この号において同じ。）が生じた場合における十分ごとの行為区域からの流出雨量として次に掲げる式により算定したもの（以下この項において「各時間毎流出雨量」という。）のうち最大の値。ただし、当該行為区域内に当該雨水浸透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨量の雨水が当該雨水貯留浸透施設

設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q = (1 + 360) \times F \times R \times (A \cdot 10000)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Q 行為区域からの流出雨量（単位 一秒につき立方メートル）
- F 行為区域の平均流出係数
- R 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位 一時間につきミリメートル。洪水到達時間は十分とする）。
- A 行為区域の面積（単位 平方メートル）

3 (略)

(基準降雨の指定に関する細目)

第二十一条 都道府県の長は、当該都道府県の区域内において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定される場合（指定が変更される場合を含む。）においては、あらかじめ、当該特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴いた上で、法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公示の日において、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。この場合において、都道府県の長は、必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

2 (略)

設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他合理的な方法により算定したもののうち最大の値とする。

$$Q = (1 + 360) \times F \times R \times (A \cdot 10000)$$

この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Q 行為区域からの流出雨量（単位 一秒につき立方メートル）
- F 行為区域の平均流出係数
- R 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値（単位 一時間につきミリメートル。洪水到達時間は十分とする）。
- A 行為区域の面積（単位 平方メートル）

3 (略)

(基準降雨の指定に関する細目)

第二十一条 都道府県の長は、当該都道府県の区域内において特定都市河川及び特定都市河川流域が指定される場合（指定が変更される場合を含む。）においては、あらかじめ、当該特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴いた上で、法第三条第十項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の公示の日において、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報に掲載しなければならない。この場合において、都道府県の長は、必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

2 (略)

(技術的基準の強化に関する細目)

第二十二條 令第十条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第三十三條第一項の条例において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2 (略)

(強化降雨の上限に関する細目)

第二十三條 強化降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものでなければならぬ。

(削る)

(削る)

(軽微な変更)

第二十四條 法第三十七條第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第三十一條第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第二十五條 法第三十七條第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(技術的基準の強化に関する細目)

第十二條 令第九条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第十二條第一項の条例において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2 (略)

(強化降雨の上限に関する細目)

第十三條 強化降雨は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものでなければならぬ。

一 当該強化降雨の降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。

二 当該強化降雨の降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものであること。

(軽微な変更)

第十四條 法第十六条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第十条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第十五條 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

(工事完了等の届出)

第二十六条 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の完了の届出は、別記様式第三の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第四の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第二十七条 法第三十八条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ〜ハ (略)

二 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨

ホ・ヘ (略)

二 (略)

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第二十八条 令第十一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請)

第二十九条 法第三十九条第一項の許可を受けようとする者(同条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者を含む。)は、別記様式第六の雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書(法第三十九条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする

(工事完了等の届出)

第十六条 法第十七条第一項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の完了の届出は、別記様式第二の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書を提出して行うものとする。

2 法第十七条第一項の規定による雨水浸透阻害工事に関する工事の廃止の届出は、別記様式第三の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第十七条 法第十七条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ〜ハ (略)

二 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨

ホ・ヘ (略)

二 (略)

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第十八条 令第十条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第四(法第十七条第八項の規定を法第二十四条第二項において準用する場合にあっては、別記様式第五)とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請)

第十九条 法第十八条第一項の許可を受けようとする者(同条第四項において準用する法第十四条の協議をしようとする者を含む。)は、別記様式第六の雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請書(法第十八条第四項において準用する法第十四条の協議をしようとする者)にあって

者にあつては、雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書）を都道府県知事等に提出しなければならない。

2 法第三十九条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。ただし、保全工事（法第三十九条第一項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあつては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表 略）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請書の記載事項）

第三十条 法第三十九条第二項の国土交通省令で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水貯留浸透施設の名称及び当該雨水貯留浸透施設に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、当該雨水貯留浸透施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（監督処分に関する公示の方法）

第三十一条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等（以下「都道府県等」という。）の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法とする。

（保全調整池の指定の公示）

第三十二条 法第四十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、保全調整池を指定した旨（同条第五項

は、雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書）を都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第十八条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。ただし、保全工事（法第十八条第一項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあつては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

（表 略）

（雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可申請書の記載事項）

第二十条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる雨水貯留浸透施設の名称及び当該雨水貯留浸透施設に係る雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、当該雨水貯留浸透施設が有する機能の保全上支障がないことを明らかにする事項並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

（監督処分に関する公示の方法）

第二十一条 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等の公報への掲載とする。

（保全調整池の指定の公示）

第二十二条 法第二十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、保全調整池を指定した旨（同条第五項

において準用する場合にあつては、指定を解除した旨）、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等の敷地である土地の区域）並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県等の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 (略)

(保全調整池の標識の設置の基準)

第三十三条 法第四十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ・ロ (略)

ハ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は法第四十四条第一項に規定する都道府県知事等に届け出なければならない旨

ニ・ホ (略)

二 (略)

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出)

第三十四条 法第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為届出書を提出して行うものとする。

2 法第四十六条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。ただし、保全工事（法第四十六条第一項各号に掲げる行為の対象となる保全調整池が有する機能を保全するための工事を行う。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあつては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

(表 略)

において準用する場合にあつては、指定を解除した旨）、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地である土地の区域（建築物等に保全調整池が設置されている場合にあつては、当該建築物等の敷地である土地の区域）並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県又は指定都市等の公報に掲載して行うものとする。

2 (略)

(保全調整池の標識の設置の基準)

第二十三条 法第二十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ・ロ (略)

ハ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事に届け出なければならない旨

ニ・ホ (略)

二 (略)

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出)

第二十四条 法第二十五条第一項の規定による届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為届出書を提出して行うものとする。

2 法第二十五条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。ただし、保全工事（法第二十五条第一項各号に掲げる行為の対象となる保全調整池が有する機能を保全するための工事を行う。以下この項及び次条において同じ。）を行おうとする者以外の者にあつては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

(表 略)

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項)

第三十五条 法第四十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる保全調整池の名称及び指定番号並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

(届出の内容の通知)

第三十六条 法第四十六条第二項及び第三項の規定による通知は、第三十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第三十七条 法第四十九条第一項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一〜四 (略)

(管理協定の締結等の公告)

第三十八条 前条の規定は、法第五十条（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(貯留機能保全区域の指定の公示)

第三十九条 法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 貯留機能保全区域の指定をする旨

(保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出書の記載事項)

第二十五条 法第二十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項各号に掲げる行為の完了予定日、当該行為の対象となる保全調整池の名称及び指定番号並びに保全工事の設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日（保全工事を行おうとする場合に限る。）とする。

(届出の内容の通知)

第二十六条 法第二十五条第二項及び第三項の規定による通知は、第二十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第二十七条 法第二十八条第一項（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一〜四 (略)

(管理協定の締結等の公告)

第二十八条 前条の規定は、法第二十九条（法第三十条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(新設)

二 当該貯留機能保全区域の名称及び指定番号

三 当該貯留機能保全区域の位置

四 当該貯留機能保全区域の形状

2 前項第三号の貯留機能保全区域の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 位置図（縮尺二千五百分の一以上）

3 第一項第四号の貯留機能保全区域の形状は、縮尺二千五百分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図をもって表示するものとする。

（貯留機能保全区域の標識の設置の基準）

第四十条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 貯留機能保全区域の名称及び指定番号

ロ 貯留機能保全区域の位置

ハ 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

ニ 標識の設置者及びその連絡先

二 貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（貯留機能保全区域内の土地における届出を要する行為）

第四十一条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める行為は、止水壁その他の地表水の流れを妨げる物件の設置とする。

（貯留機能保全区域内の土地における行為の届出）

第四十二条 法第五十五条第一項の規定による届出は、別記様式第八の届出書を提出して行うものとする。

2 法第五十五条第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
貯留機能保全区域の位置図	貯留機能保全区域の位置	二千五百分の一以上	
貯留機能保全区域の現況図	貯留機能保全区域の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第五十五条第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所 当該行為により設置される物件の形状	二千五百分の一以上 二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
	当該行為により設置される物件の構造の詳細	五百分の一以上	
	当該行為を行った後の貯留機能保全区域の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(貯留機能保全区域内の土地における行為の届出書の記載事項)

第四十三条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項

本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる貯留機能保全区域の名称及び指定番号とする。

(貯留機能保全区域内の土地における行為の届出の内容の通知)

第四十四条 法第五十五条第二項の規定による通知は、第四十二条第一

(新設)

(新設)

項の届出書の写しを添付してするものとする。

(浸水被害防止区域の指定の際の明示事項)

第四十五条 法第五十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定の区域
- 二 基準水位（法第五十六条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）
- 三 流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に想定される洪水又は雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）（第五十五条、第五十六条及び第六十八条において「想定洪水等」という。）による浸水が発生した場合において、第一号の区域内の一定の区域の水深に当該区域における流速の二乗を乗じて得た値が最大となるときの当該水深及び当該流速（第六十六条において「特定水深等」という。）

(浸水被害防止区域の指定をしようとする旨の公告)

第四十六条 法第五十六条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による浸水被害防止区域の指定（同条第十一項にお

いて準用する場合にあつては、指定の変更又は解除。以下この項及び次条第一項において同じ。）をしようとする旨の公告は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 浸水被害防止区域の指定をしようとする旨

二 浸水被害防止区域の指定をしようとする土地の区域

2 前項第二号の土地の区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(新設)

(新設)

(浸水被害防止区域の指定の公示)

第四十七条 法第五十六条第六項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による浸水被害防止区域の指定の公示は、次に掲げる事項について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 浸水被害防止区域の指定をする旨

二 浸水被害防止区域

2 前項第二号の浸水被害防止区域は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図

(都道府県知事の行う浸水被害防止区域の指定の公示に係る図書の送付)

第四十八条 法第五十六条第七項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定による送付は、浸水被害防止区域位置図及び浸水被害防止区域区域図により行わなければならない。

2 前項の浸水被害防止区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、浸水被害防止区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項の浸水被害防止区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、当該浸水被害防止区域を表示したものでなければならない。

(特定開発行為の許可の申請)

第四十九条 法第五十七条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第九の特定開発行為許可申請書を同項に規定する都道府県知事等に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項第三号の特定開発行為に関する工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、特定開発行為に関する工事の計画の方針、特

(新設)

(新設)

(新設)

4 定開発区域（特定開発区域を工区に分けたときは、特定開発区域及び工区。次項及び第五十一条第二項から第四項までにおいて同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならぬ。
 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならぬ。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況地形図	地形並びに浸水被害防止区域、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域及び特定開発区域の境界	二千五百分の一以上	等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	特定開発区域の境界並びに予定建築物（法第五十七条第一項の制限用途のものに限る。第五十六条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状	千分の一以上	
造成計画平面図	特定開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分及び崖（令第十八条第一項第一号に規定する崖をいう。以下同じ。）又は擁壁の位置	千分の一以上	
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	千分の一以上	
排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの	千分の一以上	

	崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面、崖面の保護の方法、崖の上端の周辺の地盤の保護の方法（当該崖の上端が基準水位より高い場合を除く。）並びに崖の崖面の下端の周辺の地盤の保護の方法（第五十六条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）	方向、吐口の位置及び放流先の名称
		五十分の一以上	
		<p>一 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える崖又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える崖について作成すること。</p> <p>二 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない</p>	

<p>擁壁の断面 図</p>	<p>擁壁の寸法及び勾配、 擁壁の材料の種類及び 寸法、裏込めコンクリ ートの寸法、透水層の 位置及び寸法、擁壁を 設置する前後の地盤面 、基礎地盤の土質並び に基礎ぐいの位置、材 料及び寸法</p>	<p>五十分の一 以上</p>	<p>。</p>
--------------------	--	---------------------	----------

(特定開発行為の許可の申請書の記載事項)

第五十条 法第五十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(新設)

(特定開発行為の許可の申請書の添付図書)

第五十一条 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

(新設)

- 一 特定開発区域位置図
- 二 特定開発区域区域図
- 三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る特定開発区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を示した地形図
- 四 第五十三条第三項に該当する場合にあつては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類
- 五 第五十六条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号

のいずれかに該当することを証する書類

2 前項第一号の特定開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、特定開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

3 第一項第二号の特定開発区域区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、浸水被害防止区域界、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

4 第一項第三号の地形図は、縮尺千分の一以上とし、特定開発区域の区域及び当該区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、浸水被害防止区域界、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第五十二条 法第五十九条（法第六十二条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 地盤の沈下又は特定開発区域外の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

二 特定開発行為によって生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配を付すること。

三 切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずる

（新設）

こと。

四 盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水（第五十七条において「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないように、段切りその他の措置を講ずること。

（擁壁の設置に関する技術的基準）

第五十三条 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、特定開発行為によつて生ずる崖（切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるものに限る。第五十六条において同じ。）の崖面を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面については、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のものであるもの

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	六十度	八十度
風化の著しい岩	四十度	五十度
砂利、真砂土、関東ロ	三十五度	四十五度

（新設）

ーム、硬質粘土その他
これらに類するもの

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、前号に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

2 前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとしてみなす。

3 第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずる場合には、適用しない。

(擁壁の構造等)

第五十四条 前条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならない。

一 擁壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によって次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重（以下この号において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

ロ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

ニ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

二 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水

(新設)

- が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。
- 2 特定開発行為によつて生ずる崖の崖面を覆う擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第 三百三十八号）第四百十二条（同令第七章の八の準用に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（崖面について講ずる措置に関する技術的基準）

- 第五十五条 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するものは、当該崖の崖面（擁壁で覆われたものを除く。）が風化、想定洪水等による洗掘その他の侵食に対して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

（新設）

（崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準）

- 第五十六条 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が想定洪水等による侵食に対して保護されるように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

（新設）

- 2 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の崖面の下端の周辺の地盤について講ずる措置に関するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が想定洪水等による洗掘に対して保護されるように、根固め、根入れその他の措置を講ずることとする。
- 一 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他の措置が必要でないことが確かめられた場合
- 二 想定洪水等による洗掘に起因する地滑りの滑り面の位置に対し、予定建築物の位置が安全であることが確かめられた場合

(排水施設の設置に関する技術的基準)

第五十七条 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、切土又は盛土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排出することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。

- 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置を講ずるものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 その管渠きょうの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けるものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法幅の百二十倍を超えない範囲内の長さこと
 - ニ 管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋を設けるものであること。
 - 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜ためを設けるものであること。

(軽微な変更)

第五十八条 法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定

(新設)

(新設)

年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第五十九条 法第六十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 法第五十七条第一項の許可の許可番号

(変更の許可の申請書の添付図書)

第六十条 法第六十二条第二項の申請書には、法第五十八条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第五十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(特定開発行為に関する工事の完了の届出)

第六十一条 法第六十三条第一項の規定による届出は、別記様式第十の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第六十二条 法第六十三条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十一とする。

(特定開発行為に関する工事の完了等の公告)

第六十三条 法第六十三条第三項の規定による公告は、特定開発区域(特定開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。)に含まれる地域の名称、法第五十七条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに特定開発区域(浸水被害防止区域内のものに限る。)のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときはその区域を明示して、都道府県等の公報又は

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(特定開発行為に関する工事の廃止の届出)

第六十四条 法第六十五条に規定する特定開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第十二の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。

(特定建築行為の許可の申請)

第六十五条 法第五十七条第二項第一号又は第二号に掲げる用途の建築物について法第六十六条の許可を受けようとする者は、別記様式第十三の特定建築行為許可申請書の正本及び副本に、それぞれ法第六十七条第二項に規定する図書を添えて、都道府県知事等(法第六十六条に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

(特定建築行為の許可の申請書の記載事項)

第六十六条 法第六十七条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位及び特定水深等、特定建築行為に係る建築物の階数、延べ面積、建築面積、用途及び居室の種類並びに特定建築行為に関する工事の内容、着手予定年月日及び完了予定年月日とする。

(特定建築行為の許可の申請書の添付図書)

第六十七条 法第六十七条第二項及び第四項の国土交通省令で定める図書は、特定建築物位置図、法第六十三条第二項に規定する検査済証の写し(これに準ずる書面を含み、法第五十七条第一項の許可を受けた特定開発区域内の土地において特定建築行為を行う場合に限る。)並びに次の表の(イ)項、(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書(エレベーターを設ける建築物にあつては、これらの図書のほか、同表の(ニ)項に掲げる図書)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

		(に)	(は)	(ろ)			(い)		図書の種類	明示すべき事項														
構造詳細図		各階平面図	構造計算書	構造詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図	各階平面図			配置図	付近見取図												
エレベーターのかごの構造	エレベーターを有さない部分の構造	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	エレベーターの機械室の出入口の構造	エレベーターの換気設備の位置	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	次条の国土交通大臣が定める構造方法に係る構造計算	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。）の材料の種別及び寸法	縮尺及び方位	間取、各室の用途及び床面積	壁及び筋かいの位置及び種類	通し柱及び開口部の位置	縮尺及び方位	縮尺及び方位	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別	擁壁の位置その他安全上適当な措置	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	方位、道路及び目標となる地物	縮尺及び方位	縮尺及び方位

エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造
非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造
エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法
エレベーターの制御器の構造
エレベーターの安全装置の位置及び構造
乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置

2 前項の特定建築物位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定建築物に係る建築物の敷地の位置及び区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、浸水被害防止区域界、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

3 都道府県知事等は、都道府県等の規則で、第一項の表に掲げる図書の一部の添付を要しないこととすることができる。

(特定建築行為に係る建築物の技術的基準)

第六十八条 法第六十八条第一項第一号(法第七十一条第五項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める技術的基準は、想定洪水等の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法をを用いるものであることとする。

(居室の床面の高さに関する基準)

第六十九条 法第六十八条第二項第二号(法第七十一条第五項において

(新設)

(新設)

準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める基準は、居室の床面の全部又は一部の高さ(居室の構造その他の事由を勘案して都道府県知事等が洪水又は雨水出水に対して安全であると認める場合にあっては、当該居室の床面の高さに都道府県知事等が当該居室について指定する高さを加えた高さ)が基準水位以上であることとする。

(許可証の様式)

第七十条 法第七十条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十四とする。

2 都道府県知事等は、法第五十七条第二項第一号又は第二号に掲げる用途の建築物について法第七十条第一項の許可の処分をしたときは、同条第二項の許可証に、第六十五条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付するものとする。

3 都道府県知事等は、法第五十七条第二項第一号又は第二号に掲げる用途の建築物について法第七十条第一項の不許可の処分をしたときは、同条第二項の文書に、第六十五条の特定建築行為許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更の許可の申請)

第七十一条 法第七十一条第一項第一号に掲げる場合において同項の許可を受けようとする者は、同条第二項の申請書の正本及び副本に、それぞれ法第六十七条第二項に規定する図書のうち特定建築行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、都道府県知事等に提出しなければならない。この場合においては、第六十七条第二項の規定を準用する。

(軽微な変更)

第七十二条 法第七十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築行為に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(変更の許可の申請書の記載事項)

第七十三条 法第七十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 変更に係る事項
- 二 変更の理由
- 三 法第六十六条の許可の許可番号

(変更の許可証の様式等)

第七十四条 法第七十一条第五項において準用する法第七十条第四項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十五とする。

2 第七十条第二項及び第三項の規定は、法第五十七条第二項第一号及び第二号に掲げる用途の建築物に係る法第七十一条第五項において準用する法第七十条第一項の許可の処分又は不許可の処分について準用する。

(都道府県知事等の命令に関する公示の方法)

第七十五条 法第七十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法とする。

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

(都市洪水想定区域の指定)

第二十九条 法第三十二条第一項に規定する都市洪水想定区域の指定は、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

2 前項の規定により選定する地点には、当該地点における決壊又は溢流による浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

3 第一項の規定により選定された地点における決壊又は溢流により浸

(削る)

水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

4 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

(都市浸水想定区域の指定)

第三十条 法第三十二条第二項に規定する都市浸水想定区域の指定は、

下水道その他の排水施設（以下この項において「下水道等」という。）から河川その他の公共の水域（以下この条において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道等の配置、構造及び能力の現状、地形の状況等を勘案して行うものとする。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、当該河川等の管理者に対し、当該河川等の水位の見込みに関する資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(都市洪水想定区域等の公表)

(削る)

第三十一条 法第三十二条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による都市洪水想定区域及び浸

水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を官報又は都道府県の公報に掲載するとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、都市洪水想定区域の指定の前提となる降雨が、流域水害対策計画において定められた都市洪水の発生を防ぐべき目標となる降雨であることを明示しなければならない。

3 法第三十二条第四項の規定による都市浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表は、当該区域及び当該水深を定めた旨を都道府県の公報又は市町村の公報に掲載するとともに、これらを表示し

た図面を都道府県知事又は市町村の長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

4 前項の図面には、都市浸水想定区域の指定の前提となる降雨が、流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨であることを明示しなければならない。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第三十二条 令第十六条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第八とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(権限の委任)

第三十三条 (略)

2 (略)

(新設)

(削る)

(権限の委任)

第七十六条 (略)

2 (略)

別記様式第一 (第六条関係)

年 月 日

殿

認定申請者 住所
氏名

雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書

特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の規定により、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画について認定を申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画

1 雨水貯留浸透施設の位置

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権原	1 所有権 (用地取得予定を含む。) 2 借地権・その他 ()) 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 土地に関する権原の欄中「借地権・その他」とは、雨水貯留浸透施設の敷地となるべき土地について施設の所有を目的とする地上権、賃借権又は使用貸借権をいう。

2 雨水貯留浸透施設の規模

貯留量	
貯留施設	浸透施設
m ³	m ³
() m ³	() m ³

注 浸透施設の欄は、雨水を地下に浸透させる量を貯留量に換算した数値を記載すること。

注 雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき貯留量を含む場合は、当該貯留量を () 内に記載すること。

3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

構造	設備

4 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

設置等所要金額 予定	内訳		(円)
	工事用補償費	土地費	
	○	○	
調達計画	計		
	自己資金 補助金 借入金 (借入先ごとに記載)	○	
	○	○	
	計		

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

管理期間における管理の方式	1 自ら管理
	2 管理の委託
管理の方法 法第19条に基づく管理協定の締結に係る協議に応じる意思	1 有 2 無
点検の内容	
点検の頻度	
点検により異状があることが明らかとなった場合に講じる措置	
修繕の計画	
その他の必要な事項	
管理の期間	年 月から 年 月まで (年 ヶ月間)

6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期

工事の着手の予定年月日	年 月 日
工事の完了の予定年月日	年 月 日

7 その他必要な事項

--

※受付番号	年 月 日	第 号
※認定番号	年 月 日	第 号

- 備考
- 1 認定申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
 - 2 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設を設置することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第二 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為 許可申請書
協 議

特定都市河川浸水被害対策法 <u>第30条</u> の規定により、 <u>第35条</u> 雨水浸透阻害行為について 許可を申請 します。 年 月 日 殿 住所 氏名	(略)
(略)	

備考 1 「許可申請 「第30条 「許可を申請 については、該
 協 議」、 第35条」 協 議」
 当するものを○で囲むこと。
 2～5 (略)

別記様式第三 (第二十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書
 年 月 日
 殿
 届出者 住所
 氏名

特定都市河川浸水被害対策法 第38条 第 1 項の規定により、雨水浸透阻
 害行為に関する工事 (許可番号 年 月 日第 号) が下記の
 とおり完了しましたので届け出ます。
 (略)

別記様式第二 (第六条関係)

雨水浸透阻害行為 許可申請書
協 議

特定都市河川浸水被害対策法 <u>第9条</u> の規定により、 <u>第14条</u> 雨水浸透阻害行為について 許可を申請 します。 年 月 日 殿 住所 氏名	(略)
(略)	

備考 1 「許可申請 「第9条 「許可を申請 については、該
 協 議」、 第14条」 協 議」
 当するものを○で囲むこと。
 2～5 (略)

別記様式第二 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書
 年 月 日
 殿
 届出者 住所
 氏名

特定都市河川浸水被害対策法 第17条 第 1 項の規定により、雨水浸透阻
 害行為に関する工事 (許可番号 年 月 日第 号) が下記の
 とおり完了しましたので届け出ます。
 (略)

別記様式第四 (第二十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

(略)

別記様式第五 (第二十八条関係)

裁 決

申 請

書

裁決申請者

住所

氏名

相手方

住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第7項(同法第45条第2項において準用する場合を含む。)、第54条第5項及び第77条第9項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

(略)

(削る)

別記様式第三 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第17条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事(許可番号 年 月 日第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

(略)

別記様式第四 (第十八条関係)

裁 決

申 請

書

裁決申請者

住所

氏名

相手方

住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第17条第7項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

(略)

別記様式第五 (第十八条関係)

裁 決

申 請

書

裁決申請者

住所

氏名

相手方

住所

氏名

特定都市河川浸水被害対策法第24条第2項において準用する同法第17

条第7項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所

氏名

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第六（第十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為 許可申請書
協 議

<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法 <u>第18条</u> <u>第4項</u>において <u>第1項</u>の規定により、雨水貯留浸透施設 の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申 協</p>	(略)
---	-----

別記様式第六（第二十九条関係）

雨水貯留浸透施設機能阻害行為 許可申請書
協 議

<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法 <u>第39条</u> <u>第4項</u>において <u>第1項</u>の規定により、雨水貯留浸透施設 の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申 協</p>	(略)
---	-----

請
議
します。

年 月 日
殿

住所
氏名

(略)

備考 1 「許可申請 協 議」、第 39 条 第 1 項
「許可を申請 協 議」第39条第4項において準用する同法第35条
「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと
。 2～5 (略)

別記様式第七 (第三十四条関係)

保全調整池機能阻害行為届出書

特定都市河川浸水被害対策法第46条第1項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。

年 月 日
殿

届出者 住所
氏名

(略)

備考 1～4 (略)

請
議
します。

年 月 日
殿

住所
氏名

(略)

備考 1 「許可申請 協 議」、第 18 条 第 1 項
「許可を申請 協 議」第18条第4項において準用する同法第14条
「許可を申請 協 議」については、該当するものを○で囲むこと
。 2～5 (略)

別記様式第七 (第二十四条関係)

保全調整池機能阻害行為届出書

特定都市河川浸水被害対策法第25条第1項の規定により保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為を届け出ます。

年 月 日
殿

届出者 住所
氏名

(略)

備考 1～4 (略)

(別る)

別記様式第八 (第三十二条関係)

裁 決 申 請 書
裁決申請者 住所
氏名
相 手 方 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第34条第9項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

- 1 損失の事実
- 2 損失の補償の見積り及びその内容
- 3 協議の経過

年 月 日

裁決申請者 住所
氏名

殿

備考

- 1 「損失の事実」については、発生の場所及び時期を併せて記載すること。
- 2 「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 3 「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。
- 4 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

貯留機能保全区域内の土地における行為の届出書

(新設)

特定都市河川浸水被害対策法第55条第1項の規定により、同項本文に規定する行為を届け出ます。

年 月 日
 慶

届出者 住所
 氏名

1	貯留機能保全区域の名称及び指定番号	
2	法第55条第1項本文に規定する行為の種類	
3	法第55条第1項本文に規定する行為を行う場所及び当該行為の設計又は施行方法の概要	
4	法第55条第1項本文に規定する行為の着手予定日	年 月 日
5	法第55条第1項本文に規定する行為の完了予定日	年 月 日
6	その他の必要な事項	
※	受付番号	年 月 日 第 号

備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 法第55条第1項本文に規定する行為を行う場所及び当該行為の設計又は施行方法については、概要の記述の末尾に「(場所及び設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。

4 「その他の必要な事項」の欄には、法第55条第1項本文に規定する行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

特 定 開 発 行 為 許 可 申 請 書		※ 手数料欄
特定都市河川浸水被害対策法第57条第1項の規定により、特定開発行為の許可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者 住所 氏名		
1	特定開発区域に含まれる地域の名称	
2	特定開発区域の面積	平方メートル
3	予定建築物の用途	
4	予定建築物の敷地の位置	
5	工事着手予定年月日	年 月 日
6	工事完了予定年月日	年 月 日
7	その他の必要事項	
※	受付番号	年 月 日 第 号
※	許可に付した条件	
※	許可番号	年 月 日 第 号

備考 1 許可申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 「予定建築物の用途」及び「予定建築物の敷地の位置」の欄には、法第57条第1項の制限用途の予定建築物に関する事項を記載すること。

4 「その他必要な事項」の欄には、特定開発行為を行うことについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

敷

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 63 条第 1 項の規定により、特定開発行為に関する工事 (許可番号
年 月 日 第 号) が下記のとおり完了したので届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した特定開発区域又は
工区に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	年 月 日	第 号
※検 査 年 月 日	年 月 日	
※検 査 結 果	合	否
※検 査 済 証 番 号	年 月 日	第 号
※工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日	

備考 1 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

特定開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
印

下記の特定期間開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果特定都市河川浸水被害対策
法第59条の国土交通省令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 特定開発区域又は工区に含まれる
地域の名称
- 3 特定期間開発行為の許可を受けた
者の住所及び氏名

特定開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 65 条の規定により、特定開発行為に関する工事 (許可番号
年 月 日 第 号) を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 特定開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る特定開発区域に含
まれる地域の名称
- 3 特定開発行為に関する工事の
廃止に係る特定開発区域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在
地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

特 定 建 築 行 為 許 可 申 請 書

年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

殿

許可申請者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第66条の規定により、特定建築行為の許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※手数料欄

※受付欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 特定建築行為に係る建築物の敷地における基準水位】

【4. 特定建築行為に係る建築物の敷地における特定水深等】

【5. 建築物の階数】

【6. 延べ面積】

【7. 建築面積】

【8. 構造方法】 造 一部 造

【9. 用途】

【10. 居室の種類】

【11. 居室における基準水位から床面までの高さ】

【12. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更

【13. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【14. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【15. その他必要な事項】

(注意)

1. 各面共通関係
数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 第一面関係
※印のある欄は記入しないでください。
3. 第二面関係
 - ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
 - ② 9欄は、住宅又は特定都市河川浸水被害対策法施行令第22条第2項各号に掲げる用途の区分に応じて書いてください。
 - ③ 10欄は、住宅又は特定都市河川浸水被害対策法施行令第22条第2項各号に掲げる用途の区分に応じ、同条第1項又は第2項各号に定める居室をできるだけ具体的に記入してください。また、建築物に当該居室の利用者の避難上有効な他の居室がある場合においては、当該他の居室についても記入してください。
 - ④ 11欄は、10欄に記入した居室ごとに、当該居室の床面の高さ当該居室における3欄の基準水位との差を記入してください。
 - ⑤ 12欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑥ ここに書き表せない事項で許可の参考となる事項は、15欄又は別紙に記載して添えてください。

別記様式第十四 (第七十条関係)

特 定 建 築 行 為 許 可 証

第 年 月 日 号

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
印

下記のとおり申請のあった特定建築行為について、特定都市河川浸水被害対策法第66条の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 許可に付した条件
- 4 備考

(新設)

別記様式第十五 (第七十四条関係)

特 定 建 築 行 為 変 更 許 可 証

第 年 月 日 号

殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
印

下記のとおり申請のあった特定建築行為の変更について、特定都市河川浸水被害対策法第71条第1項の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置
- 3 特定建築行為の許可の許可番号
- 4 変更の許可に付した条件
- 5 備考

(新設)

（水防法施行規則の一部改正）

第二条 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法(以下「法」という。)第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によつて堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 〵 6 (略)

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項(同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除

改正前

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法(以下「法」という。)第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域(以下単に「洪水浸水想定区域」という。)の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨(以下単に「想定最大規模降雨」という。)によつて堤防その他の施設(以下「堤防等」という。)の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 〵 6 (略)

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第二号及び第二項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設(法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項(同条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除

く。)とする。

一〜四 (略)

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の
基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通
省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用
施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若し
くは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時におけ
る避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町
村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、
当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

く。)とする。

一〜四 (略)

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の
基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第三号及び第二項第三号の国土交通
省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用
施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若し
くは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時におけ
る避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町
村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、
当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第三条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

5 11 (略)	二 (略)	(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七)	(イ)	(ロ)	図書の種類	明示すべき事項	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十條の規定が適用される排水設備	特定都市河川浸水被害対策法第十條の規定に適合することの必要な図書	特定都市河川浸水被害対策法第十條の規定に適合することの必要な図書
								配置図	特定都市河川浸水被害対策法第十條に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置

改正前

5 11 (略)	二 (略)	(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七)	(イ)	(ロ)	図書の種類	明示すべき事項	特定都市河川浸水被害対策法第八條の規定が適用される排水設備	特定都市河川浸水被害対策法第八條の規定に適合することの必要な図書
							配置図	特定都市河川浸水被害対策法第八條に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置



(下水道法施行規則の一部改正)

第四条 下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)。

一 は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(公共下水道に係る事業計画の記載方法等)</p> <p>第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図(第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。)</p> <p>三 六 (略)</p> <p>(操作規則)</p> <p>第四条の四 法第七条の二第一項(法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。)の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)</p> <p>第四条の五 (略)</p> <p>二 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 令第五条の十二第一項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管(次号において「樋門等」という。)にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。</p> <p>二 令第五条の十二第一項第二号の規定による点検(前項に規定する</p>	<p>(公共下水道に係る事業計画の記載方法等)</p> <p>第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 五 (略)</p> <p>(操作規則)</p> <p>第四条の四 法第七条の二第一項(法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。)の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>(公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等)</p> <p>第四条の五 (略)</p> <p>二 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、同条第一項第二号の規定による点検(前項に規定する排水施設に係るものに限る。)を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存することとする。</p> <p>一 点検の年月日</p> <p>二 点検を実施した者の氏名</p>

排水施設又は樋門等に係るものに限る。)を行つた場合には、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存すること。

イ 点検の年月日

ロ 点検を実施した者の氏名

ハ 点検の結果(樋門等に係る点検については、その作動状況の確認の結果を含む。)

(使用開始等の届出)

第六条 法第十一条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

2 法第十一条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてしなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第八条 法第十二条の三第一項第七号(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

2 法第十二条の三第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

三 点検の結果

(使用開始等の届出)

第六条 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてなければならない。

2 法第十一条の二第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第八条 法第十二条の三第一項第七号(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

2 法第十二条の三第一項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてなければならない。

3 (略)

(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてなければならない。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

2 (略)

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号(法第二十五条の十八第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてなければならない。

(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてなければならない。

(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

一五 (略)

(証明書の様式)

第十六条 法第十三条第二項(法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第十四とする。

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請)

第十七条の六 法第二十五条の十第一項の認定の申請は、別記様式第十

五の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

二 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類

三 雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表

3 前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を表示したものでなければならない。

4 第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならない。

(雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項)

第十七条の七 法第二十五条の十第二項第六号の国土交通省令で定める

事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。

(雨水貯留浸透施設の規模)

第十七条の八 法第二十五条の十一第一号の国土交通省令で定める規模

は、雨水を貯留する容量が三十立方メートルのものとする。ただし、

その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため

特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を○・一

立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

(雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準)

(新設)

(新設)

(新設)

第十七条の九 法第二十五条の十一第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができるとする構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準)

第十七条の十 法第二十五条の十一第四号の国土交通省令で定める管理

の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の期間)

第十七条の十一 法第二十五条の十一第五号の国土交通省令で定める期

間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(軽微な変更)

第十七条の十二 法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽

微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の十三 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十

- 一 (略)
- 二 計画降雨浸水防止区域図
- 三 六 (略)

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)

第十九条 法第二十五条の二十六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 三 (略)

(証明書の様式)

第二十一条 法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。

(損失補償の裁決申請書の様式)

第二十二条 令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十八とする。

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の六 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の十二に規定する事業計画は、別記様式第十五

- 一 (略)
- 二 (新設)
- 三 五 (略)

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)

第十九条 法第二十五条の十四に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 三 (略)

(証明書の様式)

第二十一条 法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十六とする。

(損失補償の裁決申請書の様式)

第二十二条 令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十七とする。

(権限の委任)

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受け、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第二(第四条関係)

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

(第2表)

(権限の委任)

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 法第二十五条の十一第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受け、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六・七 (略)

様式第二(第四条関係)

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

(新設)

計 画 降 雨 調 査			
処理区の名 称	計 画 降 雨		摘 要
	一 時 間 当 た り の 降 雨 量 (単 位 ミ リ メ ー ト ル)	降 半 年	

備考

- 1 分流式の公共下水道又は雨水公共下水道については、雨水に係る排水区の計画降雨を記載し、当該記載については、調査中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「摘要」の欄は、一の処理区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

吐 口		調 査					
処理区 の名称	主要な吐 口の種 類	主要な吐 口の番 号又は 名称	主要な 吐口の 位置	計画放 流量	放流先 の名称	放流先 の水位	摘要

備考

1～3 (略)

4 「放流先の水位」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排

(第2表)

吐 口		調 査				
処理区 の名称	主要な吐 口の種 類	主要な吐 口の番 号又は 名称	主要な 吐口の 位置	計画放 流量	放流先 の名称	摘要

備考

1～3 (略)
(新設)

除すべき吐口又は雨水公共下水道のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。

5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

（第4表）
(略)

（第5表）
(略)

（第6表）
(略)

（第7表）
(略)

様式第三（第四条関係）

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

（第2表）

4 「摘要」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

（第3表）
(略)

（第4表）
(略)

（第5表）
(略)

（第6表）
(略)

様式第三（第四条関係）

(表紙)

(略)

(第1表)

(略)

(新設)

計 画 降 雨 調 査			
処理分区 の名称	計 画 降 雨		摘 要
	一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確 率 年	

備考

- 1 分流式の公共下水道又は雨水公共下水道については、雨水に係る排水区の計画降雨を記載し、当該記載については、調査中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「摘要」の欄は、一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

処理分区 の名称	主要な吐 口の種類	主要な吐 口の番号 又は名称	主要な 吐口の 位置	計画放 流量	書		摘 要
					放流先 の名称	放流先 の水位	

備考

1～3 (略)

4 「放流先の水位」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水

(第2表)

処理分区 の名称	主要な吐 口の種類	主要な吐 口の番号 又は名称	主要な 吐口の 位置	計画放 流量	書		摘 要
					放流先 の名称		

備考

1～3 (略)

(新設)

道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。

5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づき措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存在する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

(略)

(第5表)

(略)

(第6表)

(略)

(第7表)

(略)

様式第六 (第八条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

(略)

下水道法第12条の3第1項 (下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七 (第九条関係)

特 定 施 設 使 用 届 出 書

(略)

{ 下水道法第12条の3第2項 (下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第3項 (下水道法第25条の30第1項)において

準用する同法第12条の3第2項) }

4 「摘要」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づき措置の内容を記載すること。

(第3表)

(略)

(第4表)

(略)

(第5表)

(略)

(第6表)

(略)

様式第六 (第八条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

(略)

下水道法第12条の3第1項 (下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

(略)

様式第七 (第九条関係)

特 定 施 設 使 用 届 出 書

(略)

{ 下水道法第12条の3第2項 (下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の3第3項 (下水道法第25条の18第1項)において

準用する同法第12条の3第2項) }

準用する同法第12条の3第3項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第八 (第十条関係)

特定施設の構造等変更届出書

(略)

下水道法第12条の4 (下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十 (第十二条関係)

氏名変更等届出書

(略)

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、下水道法第12条の7 (下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十一 (第十二条関係)

特定施設使用廃止届出書

(略)

特定施設を廃止したので、下水道法第12条の7 (下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十二 (第十三条関係)

準用する同法第12条の3第3項)の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第八 (第十条関係)

特定施設の構造等変更届出書

(略)

下水道法第12条の4 (下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十 (第十二条関係)

氏名変更等届出書

(略)

氏名 (名称、住所、所在地) に変更があつたので、下水道法第12条の7 (下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十一 (第十二条関係)

特定施設使用廃止届出書

(略)

特定施設を廃止したので、下水道法第12条の7 (下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。
(略)

様式第十二 (第十三条関係)

承 継 届 出 書

(略)
 特定施設に係る届出者の地位を継承したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。
 (略)

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
	<p>氏名 <small>ふりがな</small> 年 月 日生 職 名</p> <p>上記の者は、下水道法第13条第1項（下水道法第25条の30第1項において準用する同法第13条第1項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。</p> <p>発行年月日</p> <p>有効期限</p> <p>任命権者 印</p>

承 継 届 出 書

(略)
 特定施設に係る届出者の地位を継承したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。
 (略)

様式第十四 (第十六条関係)

(表)

第 号	身 分 証 明 書
	<p>氏名 <small>ふりがな</small> 年 月 日生 職 名</p> <p>上記の者は、下水道法第13条第1項（下水道法第25条の18第1項において準用する同法第13条第1項）の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。</p> <p>発行年月日</p> <p>有効期限</p> <p>任命権者 印</p>

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 (略)

(準用規定)

第25条の30 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 (略)

(準用規定)

第25条の18 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第15 (第十七条の六関係)

公営下水道管理者 殿

年 月 日

認定申請者

住所又は主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称
法人にあってはその代表者の氏名

雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書

下水道法第25条の10第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画について次のとおり認定を申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画

1 雨水貯留浸透施設の位置

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権利	1 所有権 2 借地権・その他 () 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 「土地に関する権利」の欄中「借地権・その他」とは、雨水貯留浸透施設の敷地となるべき土地について施設的所有を目的とする地上権、賃貸権又は使用貸借権をいう。

(新設)

2 雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設全体の雨水を貯留する容量	貯留施設	浸透施設	計
雨水貯留浸透施設全体の容量のうち義務・指導に基づく雨水を貯留する容量	貯留施設	浸透施設	計
	m ³	m ³	m ³
	計	計	m ³

注 「貯留施設」の欄は、雨水を貯留する容量を記載し、「浸透施設」の欄は、雨水を地下に浸透させる量を、雨水を貯留する容量に換算した数値を記載すること。

3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

雨水貯留浸透施設の構造	
雨水貯留浸透施設の設備	

4 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

	内 訳	(円)
建設等所要資金予定額	建設費	○ ○ ○
	計
調定計画	自己資金	○ ○ ○
	借入金 (借入先ごとに記載)	○ ○ ○
	計

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月 日 から	年 月 日 まで	(年 ヶ月間)
管理期間における管理の方式	1 委託業者による管理 2 自ら管理 3 その他 ()		
1又は3の場合の委託業者等の氏名又は名称及び法人に於てはその代表者の氏名			

管理の内容	
点検の頻度	
点検により異常があることが明らかとなった場合に講じる措置	
修繕の計画	
その他の必要な事項	
備付図書	

注 「管理期間における管理の方式」の欄中「その他」とは、下水道法第25条の3第1項又は第25条の4第1項に規定する管理施設に係づく公営下水道管理者である地方公共団体による管理等をいう。

注 「備付図書」の欄は、備付図書がある場合には記載すること。

6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施期間

工事の着手の予定年月日	年 月 日
工事の完了の予定年月日	年 月 日

7 雨水貯留浸透施設から公営下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公営下水道の施設に関する工事に関する事項

下水道法第16条の規定による承認が必要な工事の有無	有 ・ 無
---------------------------	-------

様式第七六 (第十八条関係)

- (表紙)
- (略)
- (第1表)
- (略)
- (第2表)

様式第七五 (第十八条関係)

- (表紙)
- (略)
- (第1表)
- (略)
- (新設)

流域下水道処理区の名 称	計画 雨	計画 降 雨		摘要
		一時間 当たり の降雨量 (単位 ミリ メートル)	確率年	
流域下水道処理区の名 称	計画 雨	一時間 当たり の降雨量 (単位 ミリ メートル)	確率年	摘要

備考

- 1 分流式の流域下水道又は雨水流域下水道については、流域関連公下水道の雨水に係る計画降雨を記載し、当該記載については、調査中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「摘要」の欄は、一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

流域下水道処理区の名 称	吐口の種 類	吐口の番 号又は名 称	吐口の 位置	計画放 流量	放流先		摘要
					の名称	の水 位	

(第2表)

流域下水 道処理区 の名称	吐口の種 類	吐口の番 号又は名 称	吐口の 位置	計画放 流量	放流先		摘要
					の名称		

<p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「放流先の水位」の欄は、処理施設の吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。</p> <p>4 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存在する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。</p> <p><u>(第4表)</u> (略)</p> <p><u>(第5表)</u> (略)</p> <p><u>(第6表)</u> (略)</p> <p><u>(第7表)</u> (略)</p> <p><u>(第8表)</u> (略)</p> <p><u>様式第十七</u> (第二十一条関係)</p> <p><u>様式第十八</u> (第二十二条関係)</p>	<p>備考</p> <p>1・2 (略) (新設)</p> <p>3 「摘要」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の流域下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。</p> <p><u>(第3表)</u> (略)</p> <p><u>(第4表)</u> (略)</p> <p><u>(第5表)</u> (略)</p> <p><u>(第6表)</u> (略)</p> <p><u>(第7表)</u> (略)</p> <p><u>様式第十六</u> (第二十一条関係)</p> <p><u>様式第十七</u> (第二十二条関係)</p>
---	---

(都市計画法施行規則の一部改正)

第五条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(令第二十九号の九第六号の国土交通省令で定める事項) 第二十七条の六 令第二十九号の九第六号の国土交通省令で定める事項 は、次に掲げるものとする。 一 三 (略)</p>
改正前	<p>(令第二十九号の九第五号の国土交通省令で定める事項) 第二十七条の六 令第二十九号の九第五号の国土交通省令で定める事項 は、次に掲げるものとする。 一 三 (略)</p>

（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和四十七年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数</p> <p>イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合 五戸</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域</p> <p>(7) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(住宅団地の規模)</p> <p>第一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号。以下「令」という。）第一条に規定する国土交通省令で定める戸数は、次に掲げる戸数のうちいずれか多い戸数とする。</p> <p>一 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める戸数</p> <p>イ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する集団移転促進事業計画（以下「集団移転促進事業計画」という。）において定める法第二条第一項に規定する移転促進区域（以下「移転促進区域」という。）のうち、次に掲げる区域又は地域内の土地を含むものであつて、当該移転促進区域における災害を防止するための施設の整備が十分に行われていない場合 五戸</p> <p>(1) (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>

(日本下水道事業団法施行規則の一部改正)

第七条 日本下水道事業団法施行規則(昭和四十七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げるその標記部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 日本下水道事業団法(以下「法」という。)第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第二十六条第二項第一号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)第八条に規定する業務に関する事項</p> <p>十 法第二十六条第二号に規定する下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十五条の十七に規定する業務に関する事項</p> <p>十一 法第二十六条第三号に規定する特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十八条に規定する業務に関する事項</p> <p>十二 (略)</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p>第一条 日本下水道事業団法(以下「法」という。)第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第二十六条第二項に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成三十年法律第四十号)第八条に規定する業務に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十三 (略)</p>

（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第八条 都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(立地適正化計画の軽微な変更)</p> <p>第三十一条 法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項の変更(第二号に掲げる事項の変更にあつては、立地適正化計画に記載された居住誘導区域から法第八十一条第十九項に規定する区域を除外する場合における変更)に限り、第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する防災指針に基づき取組の推進に必要事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。)とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(立地適正化計画の軽微な変更)</p> <p>第三十一条 法第八十一条第二十四項の国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第二項第四号及び第六号に掲げる事項の変更(第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する防災指針に基づき取組の推進に必要事項並びに法第八十一条第九項から第十三項まで及び第十五項に規定する事項に係る変更に限る。)とする。</p>

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十
四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画)</p> <p>第七条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の二十三第一項の事業計画</p> <p>四・五 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(広域的地域活性化基盤整備計画が適合すべき拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画)</p> <p>第七条 法第五条第四項の国土交通省令で定める拠点施設関連基盤施設整備事業に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条の二に規定する流域別下水道整備総合計画並びに同法第四条第一項及び第二十五条の十一第一項の認可に係る事業計画</p> <p>四・五 (略)</p>

（国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第十条 国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項</p> <p>十五〇二十六 （略）</p>
改正前	<p>次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>一〇十三 （略）</p> <p>十四 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項</p> <p>十五〇二十六 （略）</p>

(地方整備局組織規則の一部改正)

第十一条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(水政課の所掌事務)</p> <p>第八十八条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第八 条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域 の公示に関する事。</p> <p>五 十四 (略)</p>
改正前	<p>(水政課の所掌事務)</p> <p>第八十八条 水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第六 条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域 の公示に関する事。</p> <p>五 十四 (略)</p>

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第十二条 北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(建設行政課の所掌事務)</p> <p>第四十六条 建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第八 条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域 の公示に関する事。</p> <p>五～二十 (略)</p>
改正前	<p>(建設行政課の所掌事務)</p> <p>第四十六条 建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第六 条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域 の公示に関する事。</p> <p>五～二十 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。